

## 栗原市介護保険要介護認定等に係る情報提供に関する要綱

平成27年3月31日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護者及び要支援者の心身の状況に応じた適切な介護サービス（介護予防サービスを含む。）の提供及び地域支援事業の適正な運営を図るため、要介護認定等を受けた介護保険被保険者（以下「本人」という。）に係る資料（以下「認定等資料」という。）の閲覧及び写しの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定等資料の提供対象者)

第2条 認定等資料の閲覧又は写しの交付（以下「提供等」という。）を受けることができる者（以下「情報提供対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本人又は本人の法定代理人（以下「本人等」という。）
- (2) 本人の親族（配偶者又は3親等以内の親族に限る。）
- (3) 本人等と居宅介護支援の提供に係る契約を締結している居宅介護支援事業者
- (4) 本人等と介護予防支援の提供に係る契約を締結している指定介護予防支援事業者
- (5) 本人等と施設サービスの提供に係る契約を締結している介護保険施設
- (6) 本人等と地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）の提供に係る契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
- (7) 本人等と特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護を含む。）の提供に係る契約を締結している特定施設
- (8) 本人等から介護予防ケアマネジメントの依頼を受けている地域包括支援センター

(認定等資料)

第3条 市長が提供等をする認定等資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票（概況調査票（調査実施者が特定される部分を除く。）及び特記事項に限る。）
- (2) 主治医意見書
- (3) 1次判定結果

(申請の手続)

第4条 認定等資料の提供等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市要介護認定等情報提供申請書（別記様式）に、第2条に規定する情報提供対象者であることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が本人等のときは、本人等の同意欄への署名を要しないものと

する。

- 2 本人の身体上の理由により自署ができないときは、本人からの依頼に基づき、親族による代筆により申請することができる。この場合において、代筆者は、申請書に定める事項を記入しなければならない。

(認定等資料の提供)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる場合を除き、速やかに認定等資料の提供等を行うものとする。

- (1) 本人に対し要介護認定等認定結果を通知していないとき。
- (2) 主治医意見書の提供を行うに当たり、当該提供等に係る主治医の同意がないとき。

(認定等資料の提供に要する費用)

第6条 認定等資料の提供等に要する費用は、無料とする。ただし、市長は、介護保険情報の写しを交付するときは、行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用（平成18年栗原市告示第123号）の規定により、申請者から費用を徴収するものとする。

(認定等資料に関する遵守事項等)

第7条 第5条の規定により認定等資料の提供等を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供等を受けた認定等資料（以下「提供物」という。）は、介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成、介護予防ケアマネジメントの実施又は介護報酬の請求以外の目的に利用しないこと。
- (2) 提供物を地域ケア会議、サービス担当者会議等において用いる場合は、あらかじめ文書により本人等の同意を得ること。
- (3) 提供物を、第三者に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (4) 提供物を、市長の許可なく複製しないこと。
- (5) 提供物を紛失しないように厳重に管理すること。
- (6) 市長から提供物の返還を求められたときは、直ちに返還すること。
- (7) 使用の目的を達成した提供物（複製したものを含む。）は、直ちに廃棄すること。

- 2 市長は、提供物を受けた者がこの要綱の規定に違反すると認めるときは、直ちに当該提供物を返還させ、当該申請者に対して今後一切の認定等資料の提供等を行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定等資料の提供等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の栗原市介護保険要介護認定等に係る情報の開示等を定める要綱の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の栗原市介護保険要介護認定等に係る情報提供に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定に相当の規定があるものは、新要綱の相当の規定によってしたものとみなす。

附 則（平成29年3月31日告示第98号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

栗原市要介護認定等情報提供申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は代表者名

(続柄又は担当者名 )

電話番号 - -

次のとおり、市が保有する介護保険要介護認定等に係る情報提供を申請します。

なお、情報提供を受けたものは、栗原市介護保険要介護認定等に係る情報提供に関する要綱第7条第1項を遵守し、申請者の責任において適正に管理します。

提供を受けたい情報	<p><b>【対象者】</b></p> <p>被保険者番号 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p><b>【情報等】</b></p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日 申請・認定に関する情報</p> <p>(申請・認定のいずれかに○印を付すこと。)</p> <p><input type="checkbox"/> 認定調査票 <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 1次判定結果</p> <p>(必要なものにレ点を付すこと。)</p>
使用目的	<p><input type="checkbox"/> 介護（介護予防）サービス計画の作成</p> <p><input type="checkbox"/> 介護報酬の算定</p> <p><input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメントの実施</p> <p>(該当するものにレ点を付すこと。)</p>
提供の方法	<p><input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p>(該当するものにレ点を付すこと。)</p>
添付書類	<p>要綱第2条第1号又は第2号（本人等又は本人の親族）</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証等の写し <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p> <p>要綱第2条第3号から第8号まで（居宅介護支援事業者等）</p> <p><input type="checkbox"/> 介護支援専門員証等の写し <input type="checkbox"/> 契約書の写し</p>

【本人等の同意欄】

私は、栗原市が所有する上記資料について、申請者への提供等に同意します。

本人等（本人又は法定代理人）署名 \_\_\_\_\_

※要綱第4条第2項に規定する、被保険者本人が自署できない代筆の場合

代筆者（親族） 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)